

事 務 連 絡

平成26年5月29日

四国厚生支局管内

各養成施設の長 様

四国厚生支局健康福祉課長

各養成施設の適切な運営について（周知）

日頃より養成施設の運営にご尽力いただきありがとうございます。

さて、今般、調理師養成施設、栄養士養成施設及び製菓衛生師養成施設の運営に当たり、養成のための教育を受ける機会が外国籍の方々には与えられないと誤解される事案（注）が発生しました。

学生の募集や入学選抜に当たり、その要項において外国人を対象外とするような取扱いを行わないなど、国籍に関わらず、公平にこれを実施することは、これら三職種以外の養成施設にも共通して求められるものと考えております。

つきましては、貴養成施設におかれましても、この点にご配意いただき、養成施設の適切な運営に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

（注）ある養成施設の募集要項において「外国人の入学は出来ない」旨を記載していた事案。なお、今後は、当該部分を削除して運用することとなった。